

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県後期高齢者医療広域連合事務決裁規程（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中1 支出負担行為に関する専決区分「

(6) 恩給及び退職年金			○
(7) 賃金	ア 作業員賃金	200万円未満	80万円未満
	イ その他		○

」を「

(6) 恩給及び退職年金			○
--------------	--	--	---

」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に、「(21)」を「(20)」に、「(22)」を「(21)」に、「(23)」を「(22)」に、「(24)」を「(23)」に、「(25)」を「(24)」に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に、「(28)」を「(27)」に、

3 支出命令に関する専決区分「

(6) 恩給及び退職年金		○
(7) 賃金	ア 作業員賃金	50万円以上
	イ その他	○

」を「

(6) 恩給及び退職年金		○
--------------	--	---

」に、「(8)」を「(7)」に、「(9)」を「(8)」に、「(10)」を「(9)」に、「(11)」を「(10)」に、「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に、「(21)」を「(20)」に、「(22)」を「(21)」に、「(23)」を「(22)」に、「(24)」を「(23)」に、「(25)」を「(24)」に、「(26)」を「(25)」に、「(27)」を「(26)」に、「(28)」を「(27)」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。